

愛南町立内海中学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、愛南町立内海中学校の全ての生徒が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の根絶を目指して作成したものである。

1 いじめについての基本的な理解

「いじめ」とは、一定の人間関係にある他の児童生徒等の心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童生徒の立場に立ってとらえることが必要で、表面的・形式的に判断しないように注意しなければならない。また、いじめの認知は、特定の教職員で行うのではなく、「学校におけるいじめ防止対策のための組織」を活用して行わなければならない。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こり得るという共通認識をもって、全ての生徒に対して、全教職員でいじめに向かわせないため、いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくりを行い未然防止に取り組む。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) 校内いじめ対策委員会

生徒指導委員会（校長、教頭、教務、研修、該当生徒担任、生徒指導主事、養護教諭）でいじめ防止対策及びいじめの措置について協議し、全教職員で全ての事案に対応する。

(2) いじめ対策委員会

いじめ対策校内委員会に学校評議員やPTA役員、愛南町子ども支援センター所員、心理や福祉の専門家等を加え、いじめ防止対策やいじめの措置のために組織する。校内いじめ対策委員会の防止対策や措置について検討する。

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校欠席を余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合には、速やかに愛南町教育委員会に報告してその後の対応について相談し指導を受ける。生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申し出があった場合にも同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、愛南警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに愛南警察署に通報し援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合には、被害生徒側、加害生徒側の保護者に事実関係を伝え、被害児童とその保護者に対する支援や、加害生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときには、いじめを受けた生徒の保護を第一に考え懲戒を加えることがある。その際には、加害生徒が自分自身の行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう配慮しながら指導を行う。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会に報告し、ホームページ上にも公開する。

8 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

| | | 生徒へ直接かかわる取組 | 保護者との連携や依頼内容 |
|----------|-----------|--|---|
| いじめの未然防止 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育の充実（道徳・特活） ○ 正しい判断力の育成（道徳・特活） ○ 心を育てる体験活動の充実（総合・特活） ○ 支持的風土の高い集団づくり（学級・部活動等） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の様々な機会を通じた善悪の判断の育成 ○ ゲームやインターネット、携帯電話等の約束作り ○ 自他の物の区別をすることや物を大切にすることの育成 ○ 家庭・地域での様々な体験 |
| いじめの早期発見 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員での観察と声掛け、毎日の情報交換 ○ アンケート調査、教育相談、生徒を見つめる会による情報収集と情報交換 ○ いたずらや紛失があった際の即時対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日の子どもとの会話 ○ 服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○ 子どもの持ち物への注意 ○ 心配事は、即学級担任・部活動担任へ連絡 |
| いじめの早期対応 | 被害生徒側 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の把握、迅速な初期対応 ○ 教師の目が届く体制作り ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 守り抜く強い姿勢を子どもに見せること、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握 ○ 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力 |
| | 加害生徒側 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事実確認と、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめを阻止する指導 ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決 ○ 関係機関（愛南警察署、南子児童相談所等）との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた子どもを守る学校の対応への理解 ○ 冷静な事実確認と子どもの言い分を聞くこと ○ 被害生徒とその保護者に対する適切な対応（謝罪等） |
| | 直接関係のない生徒 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめを見て見ぬ振りをすることは、是認の観衆、黙認の傍観者としての存在であり、いじめに加担することと同じであることの指導 ○ いじめられた生徒の苦しさの理解 ○ 自分の意思で人間として正しい行 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに気付いた場合、傍観者とならない指導 ○ どんな場合でもいじめの側や傍観者にならないことの指導 |

| | | | |
|--|--|---------------|--|
| | | 動を取ることの大切さの指導 | |
|--|--|---------------|--|